

松阪市いじめ防止基本方針

平成26年7月18日

松阪市

(最終改訂 令和2年4月1日)

目次

本方針改訂の趣旨	P 1
1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向	P 1
(1) いじめ防止対策推進法制定の意義	P 1
(2) いじめの定義	P 2
(3) いじめの理解	P 2
(4) いじめの未然防止等に関する基本的な考え方	P 3
①いじめの未然防止	P 3
②いじめの早期発見	P 3
③いじめへの対処	P 3
④学校・家庭・地域の連携	P 4
⑤関係機関との連携	P 4
⑥日常の点検と評価	P 4
2 松阪市が実施するいじめの防止等に関する施策	P 4
(1) 松阪市いじめ防止基本方針の策定	P 4
(2) 松阪市いじめ問題対策連絡協議会の設置	P 4
(3) 松阪市いじめ対策審議会の設置	P 4
(4) いじめの防止のための方策	P 5
(5) いじめの早期発見のための方策	P 6
(6) いじめへの対処のための方策	P 6
3 学校が実施するいじめの防止等に関する施策	P 7
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	P 7
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	P 7
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	P 8
①いじめの防止	P 8
②いじめの早期発見	P 8
③いじめに対する措置	P 8
4 重大事態への対処	P 9
(1) 重大事態とは	P 9
(2) 報告	P10
(3) 調査の組織	P10
(4) 調査の実施	P10
(5) 調査結果の提供及び報告	P10
(6) 再調査	P11
<重大事態発生時の対応>	P12

本方針改訂の趣旨

国では、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第12条に基づき、平成25年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定された。三重県では、平成26年1月に国の基本方針を参酌し、法制定の意義や基本理念、県が実施すべき施策等を示した三重県いじめ防止基本方針（以下「県基本方針」という。）が策定された。

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。

いじめは、どの子どもにもどの学校においても起こりうるものであること、また、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものであることを十分に認識する必要がある。

いじめの防止等の対策は、全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、誰もが人権を尊重されなければならないことについて、子どもが十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた子どもの生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

そこで、松阪市は「松阪市教育ビジョン」の「夢を育み、未来を切り拓く松阪の人づくり」という基本理念に基づき、生徒指導や人権教育等の充実を図ってきた。

いじめの未然防止については、子ども一人ひとりが、人として大切にされているという実感を持てる環境づくりに取り組むことで、自己有用感を高め、子どもに自他の人権を守るために行動できる力を育むことに努めてきた。また、いじめの早期解決に向けては、子どもの悩みやストレスを早期に発見するとともに、関係機関と連携し迅速な対応を図ってきた。

そのような中、いじめ根絶に向けた取組の一層の充実を目指し、法の趣旨を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成26年7月に松阪市いじめ防止基本方針（以下「本方針」という。）を策定した。

その後、平成29年3月に国の基本方針が改訂されるとともに、「いじめの重大事態に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定され、県では平成30年4月に「三重県いじめ防止条例」（以下「県の条例」という。）が施行された。

こうした状況の中、本方針について、平成29年3月に改訂された国の基本方針やガイドライン、県の条例や県の基本方針に示されている重大事態の調査に関する手順等を反映した内容に改訂することとした。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

(1) いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、個々の学校関係者が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。しかしながら、未だ、いじめを背景として、子どもの生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

子どもたちが、いじめによる悩みや苦しみを抱え込むことがないように、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。すなわち、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題といえる。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成 25 年 6 月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（法第 2 条第 1 項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、法の趣旨を十分踏まえ、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。また、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、いじめられた子ども本人や周辺の状況等を客観的に事実確認することも重要である。

<具体的ないじめの態様>

- ・冷やかしゃやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、ゲーム機、音楽プレーヤー等のインターネット接続機能の付いている機器で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要な場合や、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な場合が含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった子どもは1割程度、加害経験を全く持たなかった子どもも1割程度であり、多くの子どもが入れ替わり被害や加害を経験している。

それゆえに、いじめの背景にあるいじめる側の心理状況を理解することも重要である。不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。対応の方向性への示唆が得られるだけでなく、その視点から子どもの生活を見ることで、いじめの未然防止にもつながる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、子ども一人ひとりがお互いを大切にしようように指導しながら、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが重要である。

(4) いじめの未然防止等に関する基本的な考え方

①いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての子どもを対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての子どもをいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体、とりわけ道徳教育・心の教育を通してお互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について、適切に指導することが必要である。

また、友達の願いや思いを共感的に受けとめることのできる豊かな感性や、仲間とともに問題を主体的に解決していこうとする実践的な態度の育成等、人権尊重の教育の充実を図り、いじめをなくす実践力を培う必要がある。さらに、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。加えて、全ての子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

②いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。したがって、学校関係者、保護者、地域住民が連携して、子どものささいな変化を見逃さないよう意識し、積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、日頃から大人が子どもの話に耳を傾け、子どもがいじめについて、相談しやすい状況をつくる必要がある。さらに、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、いじめを早期に発見できる体制を整えるとともに、学校・家庭・地域が連携して子どもを見守ることが必要である。

③いじめへの対処

学校関係者は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。さらに、市内の学校同士で情報交換を行ったり、市外の学校の取組事例を学んだりするなどして、松阪市の学校全体の取組が高まるように努力することも重要である。

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保し、いじめたとされる子どもに対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会等への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携が必要である。

なお、問題が解決した後も継続的にいじめへの対処を行い、再発防止に努めることが重要である。

④学校・家庭・地域の連携

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について学校・家庭・地域が連携した対策を推進することが必要である。

⑤関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会においていじめる子どもに対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関との適切な連携が必要である。そこで、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から学校や教育委員会と関係機関の担当者間の意見交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など学校以外の相談窓口についても子どもへ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。

⑥日常の点検と評価

いじめの防止等に関する取組については、指導体制、問題行動への対応、家庭・地域・関係機関等との連携・協働など、さまざまな観点から各学校の実態に応じて、教育活動全体に係る日常の点検・評価を通して現状の課題を把握することが必要である。

そのため、学校は自己評価や学校関係者評価を計画的に行い、子どもや保護者、地域住民などの意見や評価を十分取り入れて、学習指導や生徒指導等の在り方の工夫改善に取り組み、自校で作成した「いじめ防止基本方針」がより実効性のあるものとなるよう見直しを行うことが必要である。

2 松阪市が実施するいじめの防止等に関する施策

(1) 松阪市いじめ防止基本方針の策定

本方針は、いじめの防止等への対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、総合的かつ効果的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に示すものである。

なお、本方針は、より実効性の高い取組を実施するため、必要に応じて見直しを行う。

(2) 松阪市いじめ問題対策連絡協議会の設置

平成 28 年 10 月に「いじめ問題等の対策に係る基本方針の策定及び連絡協議会等の設置条例」(以下「条例」という。)を定め、いじめの防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組についての情報交換等を行うため、「松阪市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

構成は、委員 12 人以内をもって組織し、関係機関の職員、本市の職員及びその他教育委員会が認める者とする。

(3) 松阪市いじめ対策審議会の設置

本方針に基づく松阪市立小中学校(以下「学校」という。)におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に「松阪市いじめ対策審議会」(以下、「対策審議会」という。)を設置する。

構成は、委員 5 人以内をもって組織し、法律、医療、心理、福祉又は教育に関し専門的な知識又は経験を有するものとする。

対策審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について答申する。

- ①本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするために必要な調査に関する事項。
- ②学校における法第 24 条に規定する学校の設置者による措置に対する調査に関する事項。
- ③前項の規定による答申のほか、いじめの防止等のための対策の推進について必要があると認めるときは、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- ④学校において、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織とし同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。

(4) いじめの防止のための方策

①互いを認め合える人間関係を構築する取組

・道徳の時間を要として、あらゆる教育活動を通して、規範意識の向上及び社会のマナー、ルールの遵守、正しい判断に基づいた行動についての指導を推進する。

・様々な体験活動や人との関わりを通して、子どもの自尊感情や規範意識などを育む道徳教育の充実や、豊かな心を育てる心の教育を推進する。

・子ども自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受けとめ、自分たちでできることを主体的に考えて、行動しようとする態度を育成する。

・※1学級満足度尺度調査(Q-U)の分析結果をもとに、個や学級集団の実態に応じた的確な指導を行い、自己有用感や充実感を感じられる学級づくりに努める。

・発達障がいのある子どもの言動は、それが障がいによるものであることが理解されにくいいため、非難や叱責の対象となることがある。そのことが原因でいじめ、不登校といった問題に発展する心配があることから、発達障がいが正しく理解されるような取組を推進する。

・いじめの背景にストレスが一因となっている場合があることから、学校関係者と子どもとの信頼関係づくりや自分の思いを出し合える集団づくりに努め、ストレスを解消するとともに、溜め込むことのない学校づくりを推進する。また、他者を尊重したり、他者への感謝の気持ちを高めたりすること等によって、ストレスを良い形で解消できる力を育む指導を推進する。

②自己肯定感や自己有用感を育成する取組

・思いやりやコミュニケーション力等、豊かな心を育むために、異年齢の子どもの交流や協働的な学びを取り入れた授業を行う等、継続的かつ一貫性のある教育を推進する。

・人権フォーラム等、子どもが主体的に取り組む活動を通して、いじめを許さない子ども同士の絆を強めるとともに、傍観者が仲裁者となるよう、子どもの自主的な正義感の育成を図る。

・※₂ スクールカウンセラーや養護教諭、※₃ ハートケア（小中兼務型）相談員を活用し、子どもの理解に努めるとともに、社会的存在としての自己の確立が図れるよう、教育相談体制の充実を図る。

・授業や委員会活動、クラブ活動等を通して、集団の中で自分の思いや考えを適切に伝えたり、問題を解決したり、人間関係を円滑にしたりする力を身につけさせ、子どもの社会性を育む指導を推進する。

③学校・家庭・地域が連携した取組

・子どもの道徳的判断力や実践力を高めるために、家庭・地域とともに、様々な場面において、いのちを大切に教育を推進する。

・学校・家庭・地域が連携し、子どもの発達段階に応じた体験活動を生かした道徳教育を推進する。

・子どもたちが今後直面するであろう様々な課題に、柔軟にたくましく対応し社会人、職業人として自立していくために、地域と協働しキャリア教育の推進を図る。

・ネットいじめ等のトラブルを未然に防止するため、各学校は子どもにネット上に発信した情報は広範囲にかつ速く拡散すること、また、それを完全に消去することはできないことなどの特性を理解させ、自分の行為の結果が与える影響を想像する力を養うとともに、情報の受け手の気持ちを思いやった行動ができる力の育成に努める。

また、保護者に対して、子どもを守るために必要な情報や家庭で適切な指導を行うための情報提供をした上で、携帯電話やインターネット使用について、家庭でのルールづくりの協力を依頼する取組を推進する。

※1 子どもたちの学校生活への意欲や学級の居心地良さを測る標準心理検査。

※2 児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する者と位置付けられ公立小学校、中学校、高等学校等に配置されている心の専門家。

※3 生徒指導体制を充実や途切れのない相談体制づくりのために各中学校区に配置されている小中兼務型相談員。

(5) いじめの早期発見のための方策

①相談しやすい体制整備及び実態把握

・いじめアンケート調査や学級満足度尺度調査（Q-U）により、子どもの客観的な声を把握し、積極的にいじめを認知する。

・子どもが抱えている様々な悩みや不安を的確に把握するため、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等が教育相談を行う。

・ハートケア相談員や学校巡回指導員を中学校区に派遣し、途切れのない相談体制の充実を図る。

②家庭や地域と連携した取組

・家庭訪問等により、子どもを中心に据え、保護者との信頼関係を構築する。

・いじめの問題に悩む子どもや保護者等が相談できるよう、窓口を周知する。

・保護者や地域住民が、いじめではないかと疑われるような場面を見たり、聞いたりした時は、学校や教育委員会に情報提供を求める。

<松阪市の相談窓口>

- 松阪市教育委員会事務局学校支援課（53-4403）
土曜・日曜日、祝日を除く毎日 9:00~17:00
- 松阪市子ども支援研究センター（23-7939）
土曜・日曜日、祝日を除く毎日 9:00~17:00
- 松阪市子ども発達総合支援センター そだちの丘 育ちサポート係（30-4410）
土曜・日曜日、祝日を除く毎日 9:00~17:00
- 青少年センター（21-7830）
土曜・日曜日、祝日を除く毎日 8:00~17:00

(6) いじめへの対処のための方策

①指導体制の強化を図る取組

- ・生徒指導連絡協議会において情報交換を行うとともに、各校における実践交流や、いじめの問題等の課題別研修を通じて、社会や子どもたちの変化に対応した指導体制の強化を図る。
- ・子ども支援研究センターの研修講座にいじめに特化した内容を位置付けたり、校内研修会に指導主事を派遣したりすることにより、教職員の指導力向上を図る。

②いじめの加害児童生徒への対応

- ・自らの言動や行動が相手を傷つけていることに気付かせ、反省を促すとともに、相手の人格や人権を尊重することの大切さに気付かせ、行動化に導く。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を一人ひとりの子どもに徹底し、いじめをはやし立てたり傍観したりする行為も、いじめる行為と同様であることを理解させる。

③いじめの被害児童生徒への対応

- ・学級担任や養護教諭等が、ハートケア相談員や三重県教育委員会のスクールカウンセラーと協力し、いじめにあった子どもの心のケアを図る。
- ・いじめ等深刻な課題を複雑に抱えている子どもや、支援を必要とする家庭への対応について、専門的な見識の深い学識経験者等から指導助言を受け、適切な対応を図る。

④関係機関との連携

- ・いじめ問題において、学校だけでは対応することが難しい事案については、松阪市教育委員会や関係各課、児童相談所が連携し、チームとしていじめ問題の解決を図る。
- ・県教育委員会が行うネットパトロールにより、不適切な書き込みが発見された場合は、松阪市教育委員会及び学校、保護者が連携して、その状況の記録・保存と削除依頼を行うとともに、必要に応じて学校はその状況に応じた教育・指導を子どもに対して行う。
- ・必要に応じて、警察等関係機関と連携を図り、問題解決に努める。

3 学校が実施するいじめの防止等に関する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針や県の基本方針及び本方針を参考にして、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針には、いじめの定義、基本理念、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織、いじめの未然防止や早期発見のための取組、いじめに対する措置、重大事態への対処等、いじめの防止等全体に係る内容を記述する。

学校基本方針を策定するに当たっては、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者等地域の方にも参画を求めるなど、地域を巻き込んだ学校基本方針になるように努める。さらに、策定した学校基本方針については、学校の便りやホームページなどで周知に努めるとともに、学校評価の評価項目に位置づけ、目標の達成状況を評価し、より実効性のあるものとなるよう定期的に見直しを行うものとする。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を置くものとする。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。この組織は当該学校の複数の学校関係者により構成する。必要に応じて、スクールカウンセラー等、専門的な知識を有するものに参加を要請し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関するアドバイスや意見・協力を求め、組織的な対応を行う。

主な役割としては、以下のとおりである。

①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

②いじめの相談窓口としての役割

③いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

④いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある子どもへの事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

①いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての子どもを対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、子どもが心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことが必要であり、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが大切である。

インターネット上のいじめの防止については、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するためのモラルを向上し、情報教育を推進する。

②いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。担任教師のみならず、子どもに関わる全学校関係者が連携し、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもと向き合うことにより、子

どもが示す変化や危険信号を見逃さないよう情報収集に努めるとともに、無記名にしたり、いじめの兆候をとらえやすいように工夫した項目を設定したりしたアンケート調査を定期的に行うことに加え、教育相談の実施等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握を組織的に取り組む。

③いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の学校関係者で抱え込まず速やかに組織的に対応し、いじめを知らせてきた子どもや被害児童生徒を守り通す。また、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

インターネット上のいじめについては、書き込みを行った子どもが特定できる場合には、加害児童生徒に対して、被害児童生徒に与える影響の大きさについて十分に認識させ、反省を促すとともに、被害児童生徒に対する精神的なケアを行う。

また、書き込みを行った人物が特定できない場合には、被害児童生徒が、相手が分からないことにより大きな不安を抱えることになるため、書き込みの削除を依頼するとともに、被害児童生徒の心のケアを最優先した指導を行う。さらに、必要に応じて全体指導を行い、インターネットを使ったいじめは卑怯な行為であることをすべての子どもが理解できるように指導する。

これらの対応について、学校関係者全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

また、犯罪行為（暴行、強要、脅迫、恐喝、名誉毀損等）として取り扱われるべきと認められる事案については、学校警察連絡制度の活用等により、警察に相談・通報するなど、十分な連携を図る。

いじめが解決したと思われた後も、学校が知らないところで陰湿ないじめが継続する可能性がある。そのため、その後の様子を継続的に見守るとともに、いじめの未然防止の方策をその都度検証し、改善を図ることにより再発防止に努める。

なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、松阪市または対策審議会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校関係者は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定し状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

法第28条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

一については、例えば、子どもが自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等のケースが想定される。

また、二における「いじめにより相当の期間学校を欠席する」ことについては、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、子どもが一定期間連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

さらに、子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査や報告等にあたる。

(2) 報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、その事案の調査を行う主体等について判断するとともに、速やかに松阪市長（以下「市長」という。）ならびに三重県教育委員会に報告する。

(3) 調査の組織

教育委員会又は学校は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに調査のための組織を設け事実関係を明確にするための調査を行う。

教育委員会が調査主体となる場合は、教育委員会のもとに置く対策審議会が調査を行う。なお、対策審議会の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点から配慮に努める。また、対策審議会委員長は、特別の事項を調査するために必要があると認めるときは、対策審議会に臨時委員を置くことができる。

学校が調査の主体となる場合は、学校に設置される「いじめの防止等の対策のための組織」を、調査を行うための組織の母体とする。なお、その際には、教育委員会が指導・助言を行う。

(4) 調査の実施

この調査は、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。教育委員会又は学校は、「対策審議会」に対して積極的に資料を提供する。

具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもの人間関係にどのような問題があったか、学校や学校関係者がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(5) 調査結果の提供及び報告

教育委員会又は学校は、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた子どもやその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供にあたって、教育委員会又は学校は、他の子どものプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。

調査結果については市長に報告する。さらに、上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた子ども又はその保護者が希望する場合には、当該児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えるものとする。

(6) 再調査

上記(5)における調査結果の報告を受け、市長は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長部局が「松阪市いじめ調査委員会」(条例第27条から36条)(以下「調査委員会」という。)を設けて再調査を行う。調査委員会は、委員5人以内をもって組織し、法律、医療、心理、福祉又は教育に関し専門的な知識又は経験を有する(当該報告に係る法第28条第1項の規定による調査を行った者を除く)ものとする。

また、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じるとともに、市長は再調査の結果を松阪市議会に報告する。

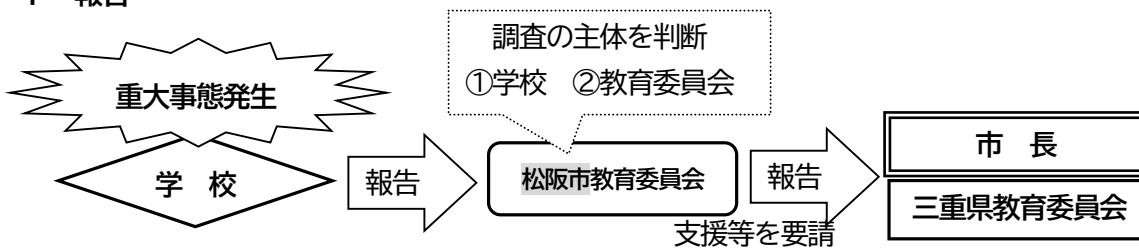
附則 平成26年7月18日施行

(改訂 令和2年4月1日)

この方針は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

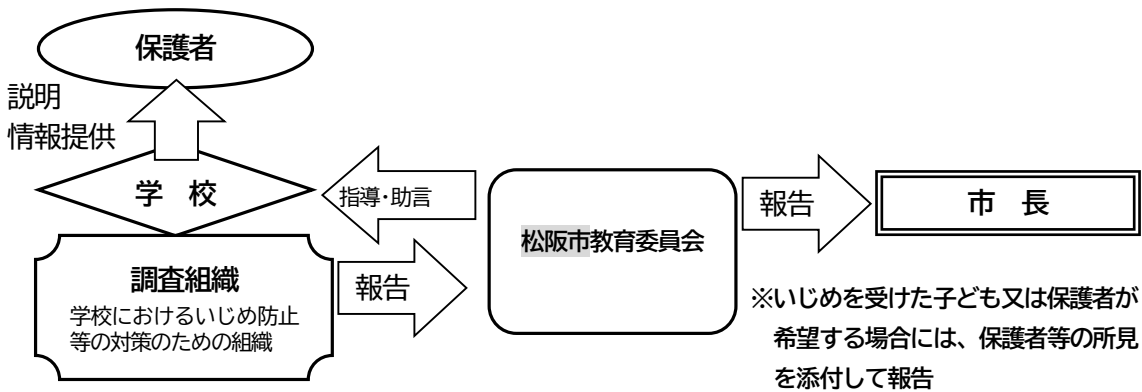
<重大事態発生時の対応>

1 報告

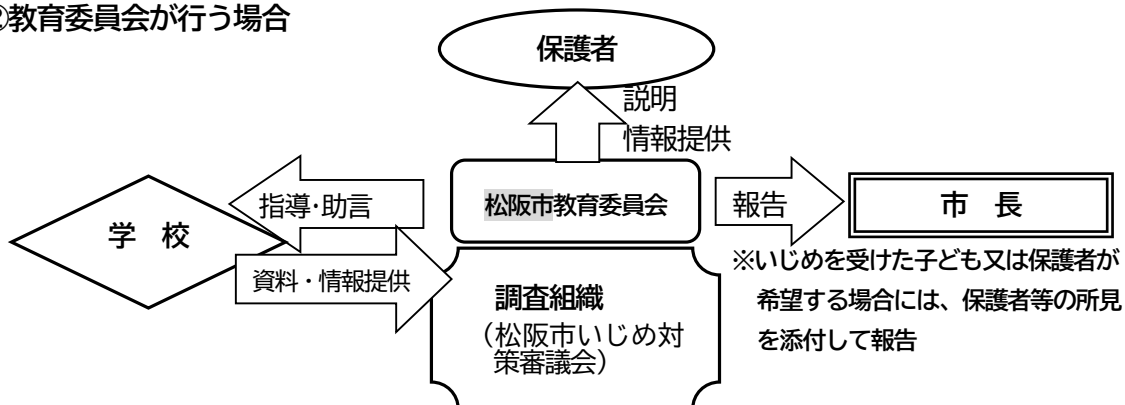


2 調査

①学校が行う場合



②教育委員会が行う場合



3 再調査

※重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合

